

アイドリングをやめて、環境と財布にやさしく！

アイドリングは、自動車排出ガスによる大気汚染や騒音を引き起こすとともに、地球温暖化の原因のひとつともなっています。大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、アイドリングについて次の義務を課しています。

- ・運転者に対し、駐車時のアイドリングの停止義務
 - ・事業者に対し、従業員への指導義務
 - ・駐車場管理者に対し、利用者への周知義務 等
- 一人ひとりの府民が環境と調和した自動車の使用を実践し、環境にやさしいドライバーになりましょう。燃料の節約にもなります。



Q1 アイドリングって何？

自動車が駐車している間もエンジンをかけ続けること。アイドリングをやめれば自動車排気ガスや騒音を出さないだけでなく、車の燃料も節約できます。

(10分間のアイドリングで130ccのガソリンを消費します。)

*2000cc車・Nレンジ・エアコンオフの場合。 出展：(一財)省エネルギーセンター

Q2 アイドリング停止について職場などでどのように取り組めばいいの？

事業者は、従業員等が車を運転し駐車する場合には、アイドリングを停止するように指導してください。駐車場の管理者は、利用者にアイドリングを停止するよう、看板などで周知してください。

Q3 暖機運転はアイドリングとして規制されているの？

必要以上の暖機運転は規制の対象となります。最近の車は、エンジン性能が良くなっており、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

Q4 信号待ちや踏切で停車した場合には対象となるのですか？

自動車の走行中に渋滞、信号、踏切などで停止しなければならない場合には、この条例の規制対象となりません。

